

61歳年金支給開始時代の 定年後の給料のきめ方 (暫定版)

平成24年11月19日版

渥美尚人特定社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 渥美尚人

1

注意

- 平成25年4月から現れる労務環境のため、現時点において検討はされているものの、**標準となっておりません。**
- **このため、この資料によるご提案が、社会的コンセンサスの成立により、大きく修正される可能性があること**を承知の上で、お読み下さい。

2